

事務連絡  
平成29年5月11日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課  
厚生労働省医政局医事課

独立行政法人国民生活センター報道発表資料「なくなる脱毛施術による危害」の送付について（依頼）

脱毛施術により危害を受けたという相談について、医療機関とエステそれぞれで受けたものの合計数が、昨年度は前年同時期に比べて増加傾向が見られることや、独立行政法人国民生活センターが医療機関やエステで脱毛を受けたことのある方を対象に実施したインターネットアンケート調査において、回答者の約4分の1が、過去3年間に脱毛を受けた後にやけど、痛み、ヒリヒリ感などの身体症状が生じた経験があるとの回答があったこと等を踏まえ、その実情を周知するため、今般、独立行政法人国民生活センターより「なくなる脱毛施術による危害」（別添参照）が公表されました。

その中で、行政に対して、

- ・ エステで医師法に抵触する施術が行われている場合は、適切な対応を講じること
  - ・ 脱毛を行う医療機関において十分なインフォームド・コンセントがなされるよう、指導を行うこと
  - ・ 法律に抵触するおそれのある医療機関の広告について、指導を徹底するよう要望、また、消費者に誤認を与えるおそれのある医療機関のホームページについて、指導を行うこと
- について要望がなされました。

美容医療サービス等については、これまでも、インフォームド・コンセン

ト及び医療機関の広告等の適正化に向けて適切な対応や周知を依頼してきたところですが、改めて関係通知等をご確認いただき、引き続き、貴管下の関係団体、医療機関等への周知徹底や適切な指導等をお願いいたします。

また、医師でない者が診断を行っている等の医師法(昭和 23 年法律第 201 号)に違反する行為に関する情報に接した際には、適切な指導等を行うほか、必要に応じて、警察等の関係機関と適切な連携を図られるようお願いいたします。

また、厚生労働省ホームページ「医療法における病院等の広告規制について」において、

- ・ 美容医療サービスを受けるに当たっての確認ポイント（政府広報平成 29 年 2 月）
- ・ 美容医療等を受ける前に確認したい事項と相談窓口について（平成 29 年 3 月改定）

を公表していますので、貴自治体内にて関係部署と適宜連携の上、例えば自治体内の受付窓口に備え置く等、地域住民に対する注意喚起の際にご活用いただきますようお願いいたします。

(関係通知等)

- ・ 「医師免許を有しない者による脱毛行為等の取扱いについて」(平成 13 年 11 月 8 日付け医政医発第 105 号厚生労働省医政局医事課長通知)
- ・ 「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針(医療広告ガイドライン)」(平成 19 年 3 月 30 日付け医政発第 0330014 号医政局通知、平成 25 年 9 月 27 日一部改正)
- ・ 「消費者行政担当部局から提供された美容医療サービスに関する情報への対応について(依頼)」(平成 24 年 3 月 23 日付け医政総発 0323 第 11 号・医政医発 0323 第 2 号厚生労働省医政局総務課長・医事課長連名通知)
- ・ 「医療機関のホームページの内容の適切なあり方に関する指針(医療機関ホームページガイドライン)について」(平成 24 年 9 月 28 日付け医政発 0928 第 1 号厚生労働省医政局長通知)
- ・ 「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」(平成 25 年 9 月 27 日付け医政発 0927 第 1 号厚生労働省医政局長通知)
- ・ 「美容医療サービス等に関する苦情相談情報の活用について(依頼)」(平成 28 年 1 月 7 日付け医政総発 0107 第 1 号厚生労働省医政局総務課長通知)
- ・ 「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等に関する質疑応答集(Q&A)の送付について」(平成 28 年 3 月 31 日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡)

以上

(照会先)

厚生労働省医政局総務課 鈴木、藤田

TEL:03-5253-1111 (4098、2519)

FAX:03-3501-2048

厚生労働省医政局医事課 中村

TEL:03-5253-1111 (2569)

FAX:03-3591-9072